



この欄も忘れずに記入してください。

外務大臣殿  
在シドニー日本国大使 総領事殿

令和 年 4 月 1 日届出

日付は来館当日の日付をご記入ください。

旅券法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

法定代理人（親権者、後見人など）署名

(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください。署名が困難な場合を除く。) なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、氏名も記入してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。)

未成年者の申請の場合は、「法定代理人署名」が必要です。戸籍に記載のとおり、かき書体でご記入ください。

注意事項  
1. この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。  
2. この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、又は在外公館において失効処置がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつその関係当館に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

届出書類  警察官届届出立証書  遺失物届届出立証書  罹災証明書  その他（ ）

本人確認欄  
(1点でよい書類)  日本国旅券  転載免許  個人番号  勤労手帳  海技免状  駕駛等所持許可証  
 職業病者手帳  宅地取引士証  
 健康保険証  介護保険証  児童扶養手当  児童手当  国民年金手帳  国民健康保険証  国民年金手帳  年金証書等  
 一時帰国書  
(2点必要な書類)  介護保険証  児童扶養手当及び実印  児童手当  国民健康保険証  国民年金手帳  国民年金手帳  年金証書等  一時帰国書

この部分は記入しないでください

官公庁記載欄  
 本人  代理

本書類等（住居ネット未加入の書類）  
一、旅券  
二、旅券の紛失又は焼失を立証する書類  
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類  
四、その他特に必要とされる書類

住民票の写しが必要な場合があります。  
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類  
四、その他特に必要とされる書類

（令和二年十二月改正）